

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和5年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校交通教養部長

警 察 庁 丁 規 発 第 7 7 号
令 和 3 年 6 月 2 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

南海トラフ地震発生時の交通規制計画の改定等について

警察庁では、令和3年5月21日に中央防災会議幹事会が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(以下「具体計画」という。)について、緊急輸送ルート、防災拠点施設等の時点修正や直近の災害の検証等を踏まえた修正を主な内容とする改定を実施したことに伴い、令和元年5月31日付け「南海トラフ地震発生時の交通規制計画」(以下「旧計画」という。)について、これまで関係都府県警察と合同で、改定作業を進めてきたところ、今般、これを別添のとおり改定した。その概要等は下記のとおりであるので、執務の参考とされたい。

記

1 主な改定内容

旧計画策定以降に新規開通した高速道路を中心に、災害応急対策に必要な路線を緊急交通路指定予定路線に追加するとともに、関係都府県警察における交通規制計画等の見直しを踏まえた交通検問所種別等の変更を行った。

2 交通規制計画の概要

(1) 基本的考え方

南海トラフの領域が震源と見られる地震が発生した場合は、発災後、道路管理者と連携して緊急点検箇所(point inspection)の点検を行うことを通じて、緊急交通路指定予定路線における道路損壊等による通行の支障の有無を把握する。その上で、被害が甚大な地域については、必要に応じ、車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの交通規制(道路交通法)を実施する。

また、緊急交通路指定予定路線のうち、被災状況、当該路線及びその周辺の道路における車両の通行状況に鑑み、実際に緊急交通路の指定を行う必要があると認めた路線・区間については、一般車両の排除等を行うとともに、関係都府県警察・道路管理者と調整の上、緊急交通路の指定等の交通規制(災害対策基本法第76条第1項)を実施する。

なお、本計画で定めた緊急交通路指定予定路線等は、被害想定に示される最大規模の地震発生時を想定したものである。したがって、最大規模の地震ではない場合に一部の路線の指定を行わないなど、災害の規模や被災状況に

応じて最も効果的な災害応急対策が実施されるよう、交通規制の範囲を適宜変更するものとする。

(2) 緊急交通路の指定予定路線

中央防災会議が策定した具体計画に定める緊急輸送ルート、各種防災拠点の位置等を踏まえつつ、一般車両の排除が比較的容易な高速道路を中心に緊急交通路指定予定路線136路線を選定した。

なお、本計画は、主として広域的な観点から警察庁において調整が必要となるものをあらかじめ定めているものであり、発災時の状況に応じて、各都府県警察の判断により、本計画の予定路線以外の道路を緊急交通路とすることを排除するものではない。

(3) 緊急点検箇所

高架区間が大半を占めるため全線を点検する必要のある首都高速道路、阪神高速道路等（38路線）のほか、被災により通行に支障が生じていないかを緊急に点検すべき橋梁、トンネル等8,109か所を選定した。

(4) 交通検問所

緊急交通路指定予定路線上のインターチェンジ等で、一般車両の通行止めを行うとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）を選別して通行させるための交通検問所を673か所選定した。

3 その他

(1) 交通規制計画の見直し

今後、中央防災会議による被害想定や具体計画の見直し等に応じて、本計画の見直しを行う。

(2) 交通規制計画に基づいた訓練の実施

関係都府県警察は、関係機関・団体と連携して、本計画に基づく交通規制訓練の実施に努めるものとする。

(3) 国民への周知

関係都府県警察は、緊急交通路指定予定路線等についてウェブサイトに掲載するなどして国民への周知に努めるとともに、緊急通行車両等の事前届出制度についても引き続き周知を図り、事前届出の促進に努めるものとする。

別添省略